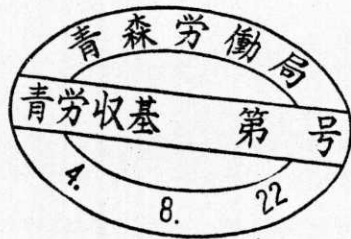


2022年8月22日

青森労働局長 高橋 洋 殿



青森県労働組合総連合

議長 奥村 榮

〒030-0852

青森市大字大野字若宮 165-19

電話 017-762-6234

2022年度青森地方最低賃金審議会の改正決定に対する異議申出書

青森地方最低賃金審議会は8月9日、今年度の青森県最低賃金の改正について、現在の時間額822円を31円引き上げて853円とする答申を行いました。

新型コロナウイルス感染拡大と物価高騰が、本県地域経済と県民生活に大きな影響を与えている状況のもと、厳しい経済状況や地域事情、人口減少・若者の県外流出など直面する課題に、中央最低賃金審議会が示した目安を上回る答申をされたことの意義は大きなものがあると思います。先の第3回本審の会長発言にあった、使用者側の「宿泊飲食業をはじめコロナ禍によって、業績が戻りきっていない業種があること。原油価格の高騰など新たな課題が、特に自動車交通産業を中心に、業績に変化をもたらしている」との意見に専門部会は理解しつつも「県内における消費者物価上昇、食料や燃料の高騰によって、全国と比べても高水準にある」として、県内で働く人たちの生活改善、加えて、県内の有為な人材確保を図るとして地域間格差の改善を念頭に青森地方最低賃金審議会が真摯に検討を重ねたものと受け止めています。審議会委員の皆さまをはじめ関係各位のご尽力に敬意を表するものです。

しかし、時間額31円の引上げでは、労働者の生活実態からみて不十分と言わざるを得ず、生活改善を図ることは望めません。また、地域間格差の改善に期待が高まる中、東京都の1071円をはじめ都市部A・Bランクの地賃審議会は31円以上の引き上げを答申しています。本答申額では地域間格差は縮小しません。さらに、Dランクの各県では、目安プラス1円から3円を答申（未答申の1県を除く）した結果、青森県の最低賃金の時間額は853円となり、青森県は他の6県とともに全国最低の賃金額となります。これでは、県内の若者や有為の人材の県外流出に歯止めをかけることはできません。

今年度「最低賃金引上試算表」(青森労働局)によれば、引き上げによる影響率は、25.3%です。最低賃金やその近傍の賃金で働いている多くの低所得労働者は、最低賃金の引き上げが唯一の賃上げであり、賃上げ分は生活費として消費に使われ、地域経済への波及効果にも期待できます。県内で働く者の生活と労働力の質と消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、青森県で誰もが安心して暮らせる地域社会とすることが重要です。

そのために、最低賃金を抜本的に引き上げ、労働者の大多数を雇用する中小企業・小規模事業者への政府の抜本的支援強化が不可欠です。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 青森県最低賃金の時間額を31円引き上げ、853円とすることについては上げ幅が低く不服であり、再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、8時間働けば安心して生活できる額に引き上げるとともに地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最低賃金引き上げにあたって、公正取引の徹底や中小企業・小規模事業者への支援策の強化は喫緊の課題です。政府に対して、中小企業・小規模事業者への有効な支援策をさらに充実・強化するよう求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

今年度の答申額では、週40時間のフルタイムで働いても、月額14万8千円余、年収総額では177万9千円余となり、月額では5千円、年額6万4千円余の増額にしかならず、「ワーキング・プア」から抜け出すこともできません。

この金額では、厚生労働省の言う「結婚の壁」年収300万円にはほど遠く、結婚して、子どもを産み、育てることは到底かないません。

フルタイムで働いた場合(労働時間を月173.8時間で計算)、月額は148,251円、年額1,779,012円となります。この収入から社会保険料や税金などの控除があります。家賃、通勤用の車の維持費や携帯料金など通信費、光熱水費など固定費を支払えば、働いても、働いてもなお生活が苦しく、ワーキング・プアの状態を脱することはできません。これでは、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。

とりわけ、今年度は、原材料の小麦や油などを輸入に頼る食料品の価格上昇、ウクライナ危機による電気・ガス、灯油・ガソリンなど燃料費が高騰し続け、日常生活で購入や利用の頻度が高い品目の値上がりは激しく、その物価上昇分は、現在も、そして秋以降も生計費に上乗せされることになり、生計の維持はますます困難になります。世界に目を向けると、物価高騰のもとで最低賃金が大幅に引き上げられています。ドイツでは10月から12ユーロ(約1,576円)、イギリスでは4月から9.5ポンド(約1,473円)、フランスでは5月から10.85ユーロ(約1,425円)などとなっています(※いずれも21年平均為替レート)。これに対して、中央最低賃金審議会が示した目安の平均31円の引き上げでは、日本の加重平均は961円となり、日本の最低賃金は国際的にも低すぎます。

このような状況を直視し、労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な改定により、独立して生計を営める賃金水準の実現が求められています。

最低賃金の改定審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の労働者が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。

今一度のご審議をお願いいたします。

(2) 賃金格差をさらに縮小することが求められます

中央最低賃金審議会の目安は、A・Bランク31円、C・Dランク30円と1円の格差をつけ、再び地域間格差が拡大するものでした。審議で示された賃金上昇率は、Aランクで1.4%、Bで1.3%、Cで1.6%、Dで1.9%と最低賃金が低い地域ほど高く、さらに物価高騰は低所得者ほど重荷になることを考えると、地域間格差が広がる目安は根拠も不明確であり納得できるものではありません。

すべての都道府県で最低賃金額が決定したわけではありませんが、各地方最低賃金審議会では、Dランクをはじめ、C・Bランクでも目安に上積みする答申がだされています。格差是正を求める地方の切実な声の反映であり、「格差拡大を認めることはできない」という考え方が示された答申であると思います。

青森地方最低賃金審議会は、目安を1円上回る答申をされました。しかし、東京は31円引き上げで1,072円となり、依然時間額219円の格差があり、格差解消に向けた縮小とはいえません。例えば、東京のコンビニでも青森のコンビニでも取り扱うサービスに違いはありませんが、労働者の賃金だけは格差が存在しています。働く地域が違うだけで、219円の賃金格差があることは合理的なものとは言えないと思います。現状は、同一労働同一賃金の原則にも反するものだと思います。

加えて、Dランクの各県では、目安プラス1円から3円を答申（未答申の1県を除く）した結果、最低の時間額は853円となり、青森県は他の6県とともに最低の賃金額となります。厚生労働省の推計では、青森県の人口は2045年には82万人まで減少します。就職や進学などによる人口の社会減は、青森県が減少率で全国のトップクラスとなっています。

青年労働者や有為の人材の県外流出を食い止めること、県外からの移住を促進することや「人手不足」を解消していくためには、賃金の底上げが必要です。同時に、開きすぎた地域間格差を縮小していくことが強く求められます。

中央最低賃金審議会が示した目安の平均31円を引き上げたと、日本の加重平均は961円になり、これを上回る地域は7都府県に過ぎません。最低賃金審議会への諮問では「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配慮することを求めました。この骨太方針2022が求める「できる限り早期に最低賃金の加重平均が1000円以上」への展望は、都市部の労働者にしか望めません。最低賃金の地域別ランク制度は、限界にきていることは明らかです。

青森地方最低賃金審議会におかれましては、最低賃金のランク制・地域間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊を生んでいる問題意識を中央最低賃金審議会や政府に対して意見を発していただきたいと思います。

(3) 生計費に地域間の大きな差はありません。全国一律最低賃金制度が求められます

私たち全労連は全国各地（東北は全県で2016年実施）で「最低生計費試算調査」を行っています。「持ち物財」調査で一般労働者の7割が保有しているものを把握し、「価格調査」で把握した最安値の価格を計算し、国税庁の「減価償却資産の耐用年数」で除して月額を算出したものです。このほかに、食費、住宅費など必要項目を積み上げて最低生計費を算出しました。首都圏は住居費が高いのですが、一方で交通費は低い、青森県では住居費は低いものの、公共交通機関が不十分であることから自家用車を保有せざるを得ず、

その購入・維持経費が高いというように、地域によって「特徴」が出ています。

今年実施の3府県を加え、現在27都道府県で試算調査を実施し、この分析は、静岡県立短期大学の中澤秀一准教授が行っています。その金額は、月額22~25万円(租税公課込み)で、全国平均では月額24万1千円余の試算結果になっています。月の労働時間を173.8時間として時間額を算出すると、時給1,386円が必要になります。青森市の場合は、月額平均216,083円との試算結果になり、時間額換算では1,243円となりました。月の労働時間を150時間として計算した場合は、全国平均が時間額換算で1,607円、青森市は時間額1,441円が必要との結果でした。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じ程度の額であり、全国の最低生計費は、都市部か地方かによってほとんど差がありません。

私たちは全国一律最賃制の実現を求め、「最低賃金額即時1,000円、そして1,500円」の要求を掲げて運動を続けています。賃金水準を引上げ、地域間格差解消を展望しつつ、「全国一律最低賃金制度」を実現するためには、最低賃金の大幅な引き上げが求められるとともに、地域間格差を解消していく展望を示すためにも、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業者への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。中小企業・小規模事業者は、「コロナ禍」以前から原材料の高騰や、下請け単価の締め付け、売上低迷に悩み、消費税の負担や社会保険料の負担等に苦しんでいます。公正取引委員会が発表している2020年度の下請法の運用状況によれば、勧告・指導件数は8,111件で、13年連続で過去最高を更新しました。21年度では7,926件となっていますが、書面の不交付に加え、下請代金の支払い遅延、減額、買いたたきの3つが多い状況が続いています。大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買いたたき」など不公正な取引を許さない政府の施策強化が求められます。

最低賃金額の引上げでは、最低賃金引き上げの影響率が2012年の10.5%から2021年には21.6%へと上昇し、22年の答申では25.3%となっています。引上額が高くなれば、多くの労働者に直接影響しますが、最低賃金引き上げの影響力の高まりとともに、多くの中小企業・小規模事業者から経営への懸念と引上げに対する支援の必要性が確認できるものです。地域経済活性化の鍵を握るのは労働者の個人消費拡大と考えますが、そのためには賃金の上昇が欠かせないとともに、雇用の大部分を占める中小企業・小規模事業者に対し、賃金上昇につながるような支援策を充実させるべきと考えます。業務改善助成金は、最低賃金の引き上げへの対応が図られるような制度として創設されましたが、生産性向上の条件がつけられるとともに賃金引き上げへの直接的な助成金から変容したものになっているように思えます。キャリアアップ助成金と併せて、一層の実効性のある支援として拡充が必要と思います。

中央最低賃金審議会の公益委員見解では中小企業・小規模事業者への支援強化が述べられました。青森地方最低賃金審議会におかれましても、政府の責任で、中小企業・小規模事業者に対する予算の増額をはじめ、賃上げをした中小企業への直接補助や保険料などの

減免、大企業との公正な取引の実現、地域における中小企業向けの有効な需要の創設などを図るよう求めていただきたいと思います。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して「経済好循環」を達成するためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。中小企業支援の拡充・強化を国に強く求めてください。

(5) おわりに

コロナ禍という特別な情勢のもと、最低賃金及びそれに近い水準の賃金で働く労働者ばかりでなく、生活は困窮してきています。外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている「健康で文化的な生活」といえるのでしょうか。「健康で文化的な生活」が最低限度として保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。

医療・介護、福祉、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、コロナ感染拡大が続く真っ只中で、感染リスクと向き合いその役割を担い社会を支えています。こうした方々は、最低賃金に近い賃金で働いています。そうした労働者に応えることも最低賃金審議会の役割だと信じています。

最低賃金が全国最低であること、不合理な賃金格差があることは、「青森で働きたい」「青森で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果、地域をますます疲弊させてしまいます。

本年度の最低賃金改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げと地域間格差の改善が実現するよう切に要望いたします。

最後に、審議会のすべての議論を公開とすることのお願いです。

最低賃金の審議の真摯な議論を知ることができません。先の第2回本審の会長発言でその一端をお聞かせいただきました。採決の結果から、使用者側の思いを僅かばかり知ることができるのみです。昨年も申し上げましたが、最賃法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を実現するためには、上述した中小企業への強力な支援策を国が予算面で強力に担保し実施することが重要と考えます。このため、国の予算執行をより中小零細企業の経済活動に焦点をあてたものに変えるという国民的なコンセンサスを得ることが必要です。

審議の非公開を前例踏襲とすることなく、運営規則にある「会議は原則として公開する」との規定にもとづき、公開された審議会、若しくは詳細の議事録の公開により使用者側、労働者側の主張と根拠を明確に県民に示し、県民のコンセンサスを得ることが必要だと考えます。

ご検討をお願い申し上げます。

以上